## 1 京都市立芸術大学の現行のグラウンドの広さ及び設置基準

(1) グラウンドの面積約2,300平方メートル

(2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)における運動場に係る規程(第35条)

大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

(参考) 大学設置基準にグラウンドの設置基準面積の要件はない。

## 2 キッチンカー設置の概要及び条件等

(1) 実施概要

運営事業者が、キッチンカーを設置し、運営業務(出店者の募集、各出店者との調整、全体の運営管理等)を行い、大学が出店者に求める条件(実施日、提供メニュー、提供価格帯など)について、予め大学と協議し、大学が提示する出店条件に合致した出店者を自ら集め出店させる。

- 運営事業者 株式会社トローウェル
- 実施場所 京都市立芸術大学のE棟北側とF棟南側の間
- 場所使用料 無償(学生の福利厚生の向上を目的とするため)
- (2) 実施状況
  - ・ 実施日 開講日(午前11時30分から午後2時まで)
  - 出店台数 4 台程度
  - · 提供価格 500円~
    - ※ 一部のメニューについて、学校関係者に対し割引を実施。
  - ・ 利用対象者 大学の学生及び教職員、京都美術工芸高等学校の生徒及び教職員 ※ 上記の利用対象者に影響が出ない範囲で、一般利用者の利用も可能。
- (3) その他

詳細は協議のうえ決定することとしており、学生に安価なランチが提供できるよう主に 500円でメニューを提供し、かつ継続的にキッチンカーが出店できる価格帯にするよう、 運営事業者に指示している。